平成２４年（フ）第１１４９号
横浜市南区南太田１丁目９番１―301号
債務者　洞内　祥子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３８６号
横浜市港南区芹が谷１丁目３番11号　コアスターレ上大岡203
債務者　内村　静子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４２３号
横浜市南区六ツ川２丁目71番地23　メゾンド金子201号室
債務者　柴田　好美
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４２４号
横浜市中区大平町91番地　シャトレー大平101号室
債務者　伊藤　智子（旧姓瀬川）
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始等

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第３６５０号
大阪市都島区東野田町２丁目８番８号
債務者　株式会社クラヴィス
代表者代表取締役　蔵内　英人
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松陽一郎
4　破産法31条５項により、破産債権者に対する通知をせず、かつ、届出をした破産債権者を債権者集会の期日に呼び出さない。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第４１７号
福岡県福津市津屋崎４番地の12
破産者　有限会社ＡＬＬ　ＣＵＴ’ｓ　ＳＴＯＲＹ
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０６号
東京都渋谷区恵比寿南１丁目11番９号
破産者　株式会社工明社
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１４８号
福岡市早良区荒江３丁目26番22号
破産者　株式会社ハナムラ総設
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６５２号
札幌市豊平区美園３条８丁目２番23―101号
破産者　徳田　正寿
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７７２号
札幌市西区西町北14丁目３番１号
破産者　有限会社イデア・コマタ
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４１３号
仙台市青葉区国分町２丁目10番３号
破産者　株式会社銀たなべ
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
神奈川県横浜市港北区綱島東４丁目２番５―310号、前住所栃木県矢板市扇町１丁目10番７号
破産者　石岡　幸恵
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３２号
埼玉県草加市旭町６丁目13番22―704号
破産者　有限会社精進堂
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１５０号
埼玉県越谷市東越谷１丁目22番地１
破産者　有限会社ダイトウ
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３２号
千葉県館山市沼787番地の７
破産者　藤平　廣司
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第２２１号
広島県福山市蔵王町161番地97
破産者　晃工業株式会社
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２２２号
広島県福山市蔵王町161番地の97
破産者　有限会社小林塗装
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第４８６号
福岡市南区長丘２丁目16番８―503号
破産者　有限会社スマイルホーム
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９５２号
横浜市南区山王町２丁目10番２号
破産者　株式会社ワールドクリエイト
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９５３号
茨城県神栖市日川字日川3623番地２
破産者　有限会社ドリームカンパニー
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部